平成２８年（フ）第３９号
山口市大内矢田北４丁目17番10号、前住所山口市大内長野1188番地１　エスポワールＥＴＯ　Ｂ棟102号
債務者　平　あゆみ
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
山口市維新公園３丁目５番27―404号　サンヨーハイツ吉敷
債務者　伊藤　浩之
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５２８号
仙台市太白区富沢南１丁目23番地の５　ダイアパレスＳＡＷＳ富沢506
破産者　半浦　雄真
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８４号
埼玉県新座市堀ノ内３丁目13番１号　殿山亀寿苑
破産者　細野　晴夫
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
静岡市駿河区高松１丁目12番32号　ルミエール高松101号
破産者　伊東　稔浩
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
滋賀県草津市草津３丁目２－９　メゾンドロジェＡ101号室、開始決定時の住所大阪府泉大津市昭和町７番８号
破産者　平岩　浩二
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
奈良県香芝市関屋1231番地２
破産者　池浦タカ子
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾269番地８、前住所大阪府柏原市旭ケ丘２丁目４番45号
破産者　藤原　育子
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
長野県松本市野溝木工２丁目２番35号　グランデージ2235　102号、開始決定時の住所長野県松本市大字笹賀5087番地210
破産者　伴在　一広
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４号
兵庫県養父市浅野437番地２、開始決定時の住所兵庫県養父市大屋町中1473番地
破産者　本田　政和
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
熊本県八代市田中北町16号21番地（202）、前住所熊本県八代市通町４番11号
破産者　深水　陽子
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１５３号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町３番地の４
破産者　辻　　千影
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
京都市東山区本町12丁目228番地
破産者　長谷川博子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１７号
沖縄県宜野湾市字佐真下37番地　Ｂｅｓｔ　Ｈｉｌｌ佐真下305号、前住所京都市左京区一乗寺梅ノ木町56番地の１
破産者　中尾美枝子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７７号
京都市上京区今出川通千本東入般舟院前町129番地　デトムワン今出川通306号室、前住所京都市北区西賀茂北川上町17番地
破産者　足立　八郎
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
岡山県総社市清音三因226番地１
破産者　山下　修藏
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係